

とりで障害者協働支援ネットワーク会則

(名称) 第1条 この会は、とりで障害者協働支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という）と称する。

(目的) 第2条 ネットワークは、障害者本人及び家族、障害者支援団体、施設、関係機関、個人が協働して、地域住民の参加と協力を得ながら、障害者が安心して地域で暮らすことのできる社会の実現を目指す。

(活動) 第3条 ネットワークは、第2条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 情報交換（ネットワーク及びMLによる）
- (2) 活動に対する相互協力
- (3) 市民の理解と協力を得られる広報活動
- (4) 目的達成のための学習、研修、懇談等の実施
- (5) 参加団体・関係機関・協力者によるイベントの共同開催
- (6) 全ての関係機関、地域住民の参加と協力による安心できる住みよい地域社会の実現のための活動
- (7) その他、このネットワークの目的を達成するために必要な活動

(構成) 第4条 ネットワークは、次に掲げる団体、施設、行政など関係機関、個人から成る。

- (1) 障害者本人及び家族・障害者支援団体・個人
- (2) 障害者施設
- (3) 障害者関係機関（市関係部署・市議会議員・民生委員・病院・介護支援機関等）

(会員) 第5条

(1) 会員 会員は次の通りとする。

- ①障害者本人及び家族、個人会員
- ②障害者支援団体・施設会員
- ③賛徐会員（個人・団体）
- ④協力会員（個人・団体）

(2) 入会・退会

第2条の目的に賛同する団体・個人の入会、また、退会は届け出による。入会のとき年会費を納めるものとし、退会のときは、すでに納めた会費は返金しない。

(3) 資格喪失

第11条（会費）に規定している年会費を9月末日までに納入しない場合は資格を喪失する。

(4) 除名

会員が次の号の一に該当する場合には、定例会の議決により除名する事ができる。

ア. 会則に違反したとき

イ. ネットワークの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(役員・事務局) 第6条 ネットワークに、次の役員を置き、第5条(1)会員の①②の会員の中から互選により選任する。任期は1年とし、再任を妨げない。

代 表	1名	会 計	1名
副代表	1名	会計監査	2名以内
幹 事	5～8名	事務局	2名以内

(任務) 第7条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 代表は、ネットワークを代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐して、代表に事故あるときは、任務を代行する。
- (3) 幹事は、役員会の議決に基づき、ネットワークの業務を行う。
- (4) 会計は、ネットワークの会計を処理する。
- (5) 会計監査は、ネットワークの会計を監査する。
- (6) 事務局は、ネットワークの運営に必要な連絡及び諸々の事務的な処理を行う。

(会議) 第8条

- (1) 定例会は、年4回（4月、7月、10月、1月）開催する。
定例会において、第2条（目的）に添い、第3条（活動）についての具体的な協議を行い、実施する。また、会則の変更等重要事項についての決議を行う。
決議は、第5条（会員）の①②の出席者の過半数で行う。但し、団体、個人とも各1票とする。
- (2) 役員会は、必要に応じて随時開催する。
役員会は、第6条の役員、事務局で組織する。
役員会は、定例会において決定した事項を実施するために協議しネットワークに提案・報告する。

(経理) 第9条 ネットワークの経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費 (2) 補助金 (3) 寄付金 (4) その他

(会計年度) 第10条 ネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会費) 第11条 会員は、次に定める会費を年会費として納めなければならない。

- (1) 個人 1口 500円 1口以上
- (2) 団体 1口 1000円 1口以上
- (3) 賛助 1口 1000円 1口以上

但し、「障害者本人及び家族」は、「個人」と看做す。

(委任) 第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、定例会にかり決定する。

(附則) この会則は、平成18年4月1日から施行する。

改 訂 平成18年9月28日

改 訂 平成21年3月19日

改 訂 平成21年6月23日

とりで障害者協働支援ネットワーク 入会申込書

申し込み日：平成 年 月 日

会員区分	正会員・賛助会員・協力会員
	団 体・個人

団体代表者・個人申込者

ふりがな 氏名	男・女
住所	〒
電話	
FAX	
メール	
備考	

団体等の場合の名称

--

会費（年間）

団 体	1口	1,000円	1口以上
個 人	1口	500円	1口以上
賛 助	1口	1,000円	1口以上